

離婚時の年金分割制度について

離婚をしたとき、組合員とその被扶養者となっていた配偶者(事実婚を含む。)の夫婦間に収入の格差があると、将来受け取る年金にも差が生じることとなります。この問題を解消するため、①合意分割、②3号分割という2つの制度により、年金額の算定の基となる標準報酬総額を分割することができます。

- 年金分割の請求期限は、離婚した日の翌日から起算して原則2年以内となります。
- 年金そのものを分割するのではなく、婚姻期間にかかる組合員期間の標準報酬総額を分割します。
- 年金払い退職給付(退職等年金給付)については、分割の対象とはなりません。

※標準報酬総額：年金掛金の算定の基となる給料・標準報酬等の月額や期末手当等の額の総額

①合意分割：夫婦それぞれの婚姻期間中の標準報酬総額を合計し、当該額の多い方から少ない方へ分割します。

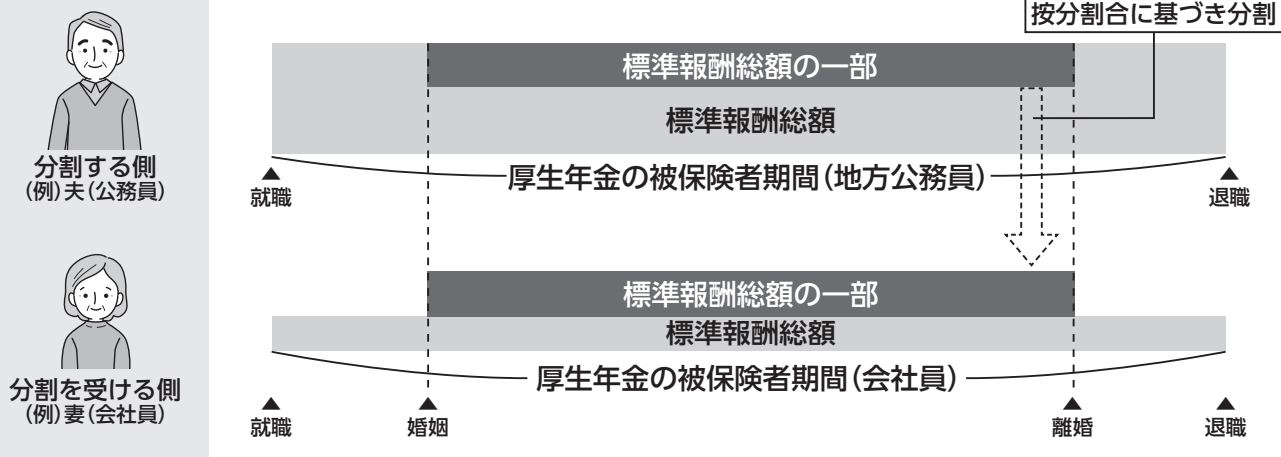
【対象者】平成19年4月1日以後に離婚した方

【対象期間】婚姻期間中のすべて(平成19年4月1日前を含む)

【分割割合】当事者間の合意または裁判所の決定による(上限50%)

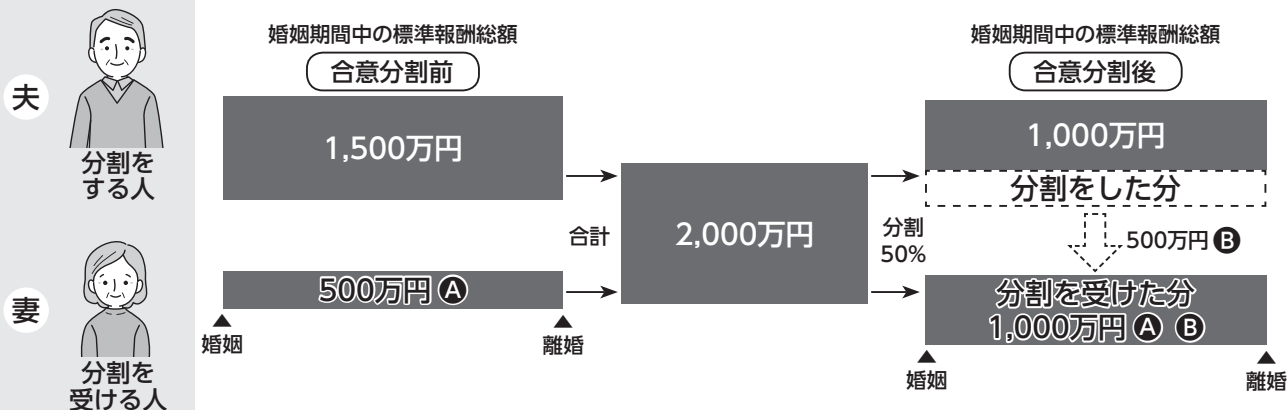
●合意分割のイメージ

(夫婦ともに働いており「標準報酬総額が多い夫」から「妻」へ分割する場合)



●合意分割の具体例

例 夫の標準報酬総額=1,500万円 妻の標準報酬総額=500万円 按分割合=50%の場合



②3号分割：国民年金第3号被保険者（以下「第3号被保険者」という。）期間について組合員の標準報酬総額の50%を被扶養配偶者へ分割します。

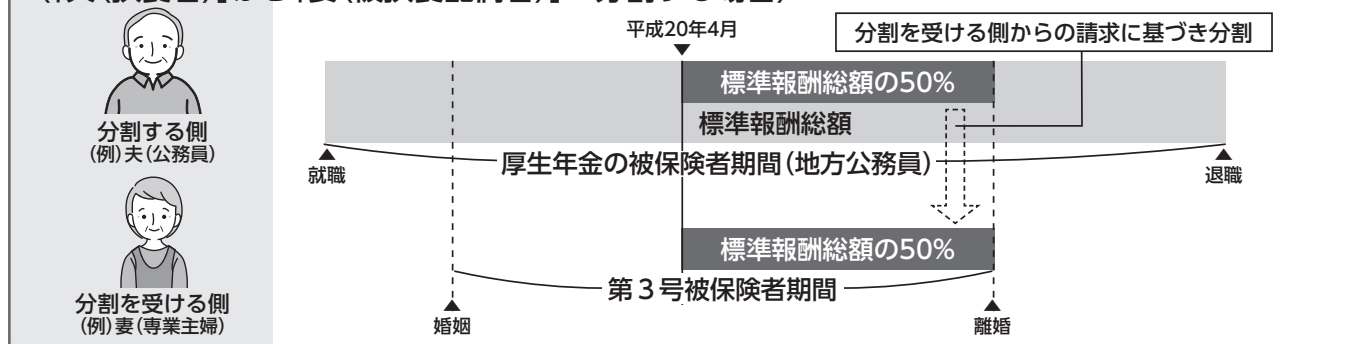
【対象者】平成20年4月1日以後に離婚し、婚姻期間中に第3号被保険者期間がある方

【対象期間】婚姻期間中の組合員期間のうち、平成20年4月1日以後の第3号被保険者期間

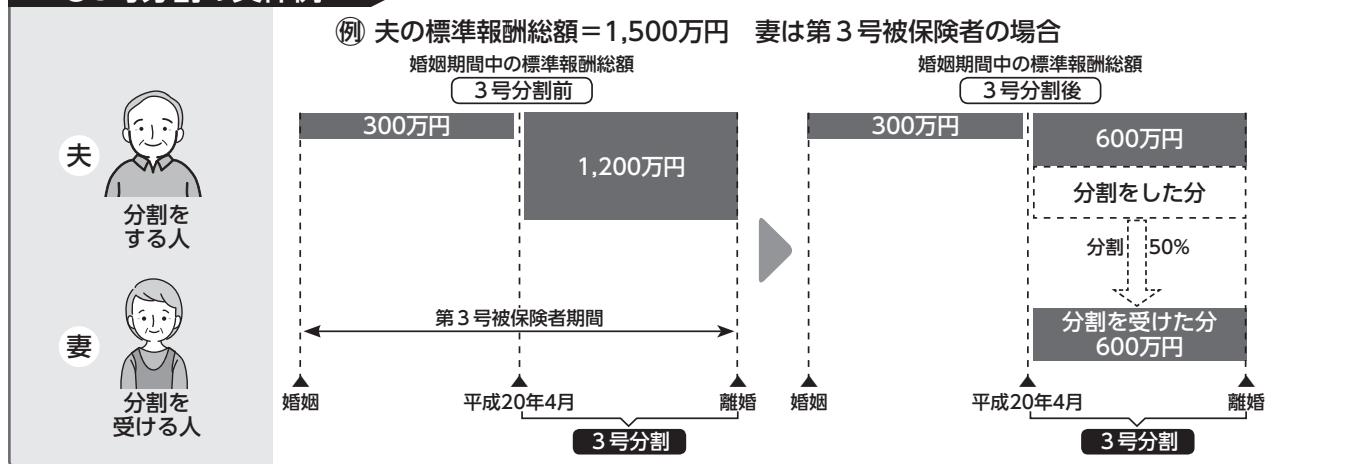
【分割割合】50%

●3号分割のイメージ

（「夫（扶養者）」から「妻（被扶養配偶者）」へ分割する場合）



●3号分割の具体例



※合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったとみなされます。